

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和7年2月12日(水)			
会議時間	開会	午後1時37分	閉会	午後1時58分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 淵 優	
	委員 岡田 もとみ		委員 千田 恭平	
	委員 千葉 大作		委員 小野寺 道雄	
委員外議員	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男	
	議員 武田 ユキ子			
遅 刻	遅 刻 な し			
早 退	早 退 な し			
欠席委員	欠 席 な し			
事務局職員	三浦事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷主幹兼調査係長、栃澤局長補佐兼議事係長			
出席説明員	な し			
本日の会議に付した事件	議会改革について (1) 予算・決算審査常任委員会の設置について (2) 女性・学生・模擬議会の開催について (3) P D C A サイクル・議会外部評価について (4) 一関市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について			
議事の経過	別紙のとおり			

# 議会運営委員会記録

令和7年2月12日

(午後1時37分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は6名であります。  
全員の出席ですので、これより議会運営委員会を開会します。  
録画、録音、写真撮影を許可していますので御了承願います。  
初めに、お諮りいたします。  
本日の議会改革について、多岐にわたる内容の協議でありますことから、委員外議員からの発言も随時受けたいと思っておりますが、さよう進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、委員外議員の発言も随時受け付けながら進行いたします。  
本日の案件は御案内のとおりです。  
初めに、(1)の予算・決算審査常任委員会の設置についてを議題といたします。  
この件につきましては、前回までも協議しておりましたが、小野寺委員からは、現在の任期内において設置の判断をしてはどうかという提案があったところであります。  
改めて12月12日にお示ししていた正副委員長案と、小野寺委員からの意見を踏まえた修正案について、確認したいと思います。  
資料について、事務局から説明させます。  
熊谷書記。

熊谷書記 : それでは、改革項目ナンバー6の予算・決算審査常任委員会の設置について、小野寺委員からの意見を踏まえて修正の案を作成しておりますので、変更部分のみとなりますけれども、説明いたします。

まず、12月12日に提案した内容からですが、箱書きの二つ目の丸のところを御覧ください。

予算・決算審査常任委員会の設置、または予算・決算審査特別委員会の通年運用になりますけれども、こちらについては他市の先行事例や本市議会での設置のメリットなどをさらに研究し、設置についての判断は次の任期の委員で構成される議会運営委員会に申し送りすることとした提案でございました。

これに対しまして、次のページを御覧いただきたいと思っております。

修正の案ということで作成しておりますけれども、四角の箱書きの丸の二つ目の後段になりますが、設置についての判断は、現在の任期中に行う。

なお、設置する判断に至った場合は、現在の任期中に条例を改正し、改選後から運用するという案としたところでございます。

確かに、常任委員会の新設となれば、正副委員長のポストであったり、ほかの委員会との調整も出てくるものと思われまますので、任期途中からよりも、区切りのいい時点で

設置することが望ましいのではないかとと思われるところであります。

次のページ以降につきましては、12月に提案した際の資料にもつけましたけれども、他市の事例などを調査した資料となりますので、お目通しいただきたいと思えます。

他市の事例と比較した場合という前提にはなりますけれども、当市の場合は、予算・決算審査常任委員会を設置することで大きく変わる点、それからメリットやデメリットもですけれども、あまり影響はないものと推察されるというところがございます。

説明は以上でございます。

委員長：説明は以上でありますけれども、正副委員長の提案に対して、小野寺委員からそういった意見があり、修正したところであります。

この件について、小野寺委員、何かございますか。

小野寺委員。

小野寺委員：提案のとおりで、私のほうは了承します。

委員長：お諮りします。

この予算・決算常任委員会の設置については、スケジュールからしまして、現任期の議会運営委員会で決定というスケジュールではございませんでしたけれども、皆さんのほうでほかに御意見等がなければ、本日のこの議運の中で、本日で決定したいと思えますけれども、いかがですか。

小野寺委員。

小野寺委員：この場合、条例改正して委員会で運用するということですね。

それでよろしいです。

委員長：設置するとした場合、本日決定すればですけれども、条例改正等もあり、改選後からスムーズに運用するためには、今任期中に条例改正をしたほうがいいのではないかとこの案でございます。

それでは決を採りたいと思えます。

予算・決算審査常任委員会の設置については、今任期中に設置を判断するということにしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：なければ、さよう決定いたしました。

以上で、(1)予算・決算審査常任委員会の設置についての協議を終わります。

次に、(2)の女性・学生・模擬議会の開催についてを議題といたします。

この項目につきましても、12月12日の委員会で正副委員長案を提案、協議してきたところではございますが、皆様からの特に異論はなかったところであります。

女性・学生などを対象にした模擬議会は開催する方向としますが、10月の任期までの開催は時間的に非常に難しいと考えております。

次の議員の任期で実施してはどうかといった提案内容であります。

この件について、皆様のほうから御意見をいただきます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑、意見交換を終わります。

それでは、この件についても、決を採りたいと思います。

(2)の女性・学生・模擬議会の開催については、正副委員長の提案のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上で、(2)の協議を終わります。

次に、(3)のPDCAサイクル・議会外部評価についてを議題といたします。

この項目については、前回の委員会において、既に説明を行っております。

本日は、提案内容について質疑、意見交換を行いたいと思います。

小野寺委員。

小野寺委員 : 全体会議でも、何をもってサイクルを回すかというところが、ちょっと不明なところであるので、先進地事例等の研究を深める必要はあると思います。

ですから、もう少し時間をおいたほうがいいと思います。

委員長 : 小野寺委員から、そういった意見も出ましたけれども、ほかに御意見ございますか。

千葉委員。

千葉委員 : このPDCAサイクルの件だけでも、今任期中の議員で決めるということをしなくて、次の新しい任期での委員に委ねる形が、私は望ましいと思うのだけれども。

委員長 : このPDCAサイクル・外部評価についてでありますけれども、今任期中にやろうと、スケジュールでは決めておりましたけれども、今日でなく、次回で決を採る予定にしております。

その評価については、今任期中の委員ではなくて、次の任期の委員の方が評価する格好になりますので、いずれこの評価を行いますということを決めて、次の任期の議員に申し送りするという格好になると思いますけれども。

この件については、必要だという皆さんの意見でありますので、その件については、次回、決を採る予定にしておりました。

それまで、次回までに再度、各会派のほうで、今のままでいいのかというもの、やはり調査研究も必要ではないかというようなこともありますので、各会派等で、再度、御協議いただきたいということで、次回にしたいと思っております。

武田議員。

武田議員：いずれ外部評価というのをやるかどうかというところまで、一足飛びに行くというのは、ちょっと考えられないと。

しかし、私どもは当局に対しては、そういったことをきちんとやりなさいよというようなことは、通常から申入れなり要求しているわけです。

あらゆるものが、一度、どこかで、これまでのものについての精査をする、次につながるというサイクルは、当たり前なことだと私は思っているところもありますので、その辺を御理解の上、進めていただければと思います。

要望でございます。

委員長：いずれ正副委員長の提案した内容につきましては、議会基本条例等の改正が必要になってくる内容でございますので、次回の委員会で決定をしたいと思っております。

再度、各会派のほうで、この辺についての在り方について、御検討願いたいと思いません。

今日はその程度にとどめておきたいと思っておりますけれども、さよう進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で質疑、意見交換を終わります。

ただいま申し上げたとおり、協議スケジュールの中では、次回の委員会で決を採る予定になっておりますので、意見が一致するようであれば、予定どおり次回に決を採りたいと思っております。

それまで、各会派のほうで御検討を願いたいと思っております。

なお、議会改革項目については、年度当初に予定した項目について、一通り提案が終わったところであり、決定に至ったものや、次年度に結論を先送りしたものなどがあります。

可能であれば、この3月中に議員全体で改革内容について、確認する場を設けたいと考えております。

また、その際には、各常任委員会の政策提言に向けた取組の進捗状況についても共有したいと思っております。

開催日程については、事務局と調整し、後日お知らせしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、(4)の一関市議会の個人情報保護に関する条例の改正についてを議題といたします。

前回の委員会で、改正の必要性などについて説明しておりましたが、本日は、改正条

例の案についてお示しし、協議したいと思います。

初めに、事務局から説明させます。

熊谷書記。

熊谷書記：議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、説明いたします。

条例改正の趣旨につきましては、前回の委員会で説明しているとおり、番号利用法という法律が改正になりまして、条文の項番号が変わりましたので、その項番号を引用している部分を改正するということが、これが1点になります。

もう1点ですけれども、全国市議会議長会が条例の案を作成しておりまして、それを各市議会に示しているわけですが、今回、条文の言い回しであったり、語句の使い方の修正の例が示されましたので、それに倣う形で所要の整備をしようとするものがあります。

それでは、条例の改正案を御覧ください。

修正箇所は朱書きにしております。

左側が改正前、右側が改正後の条文となります。

まず1ページ目、上から8行目と、併せて14行目に、「以下」と書いてありますけれども、これが改正後は、8行目が「第20条において」、14行目は「第12条5項において」というようにしております。

これは、条例中に頻繁に出てくる言葉ではなくて、使用箇所が限られておりますので、具体的に表記するというように改正するものでございます。

それから、同じく第14号のところ、「第8項に」とありますが、これを「第9項」に修正します。

これは、法改正によって項番号が変わることによる改正となります。

それから、下段のほうになりますけれども、「及び第29条」とありますが、この第29条の規定については、実際には想定されていない内容ということで、これを削除したところでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

2ページ上段の「第9項」が「第10項」に変わる、これも法改正によるものでございます。

それから、中段になりますけれども、「以下」というところが、「第3項において」と変わります。

これも1ページで説明した理由と同じ内容です。

一番下、「または」のところからですが、これは語句の整理ということでございます。

3ページを御覧いただきたいと思います。

第18条のところ、「議会の保有する」という言葉が削除になります。

これは、条文中の、「保有個人情報の」というところの言葉と二重規定になってしまっているということでの削除でございます。

それから、これ以降において、「この章において」とか、「この章及び第48条において」というような文言がありますけれども、これを削除します。

これは次のページにもつながる改正になりますけれども、これはあえて明示する必要性が低いということでの削除になります。

4 ページも同じような修正になっております。

最後、5 ページを御覧いただきたいと思います。

5 ページ、第47条のところ「第4章」とありますけれども、これは条例の作成上、前の章のことは「前章」という書き方が正しいということで、「第4章」は「前章」としてしております。

一番最後、保有個人情報の特定以下を「に資する情報の提供」ということで、文言を追加しております。

これは、保有個人情報の特定までを議長がするというのではなくて、情報の提供にとどめるということから、こういった改正になります。

改正箇所は以上です。

なお、施行期日ですけれども、番号利用法の改正と併せまして、令和7年4月1日から施行するというごさいます。

説明は以上でございます。

委員長 : 質疑、意見交換を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で質疑、意見交換を終わります。

それでは、一関市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、資料内容のとおりとし、2月通常会議の最終日に議会運営委員会の発委として、一関市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を提案することといたします。

さよう進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。

なお、ただいま決定した条例の一部改正について、誤字・脱字、その他の整理に要するものがある場合は、その整理を正副委員長に御一任願います。

以上で、一関市議会の個人条例の保護に関する条例の一部改正についての協議を終わります。

次に、その他に入ります。

皆様方から何かございますでしょうか。

事務局長。

事務局長 : 本来、先ほどの議会運営委員会の中で予算化というお話をすべきだったのかも分かりませんが、改革のほうで協議してきた経過もあるものですから、ここで説明させていただきます。

議員それから事務局用のタブレット端末の更新費用でございますけれども、これにつきましては、予算の要求はしたところでございます。

ただ、令和7年度については、改選に係る費用が増額になるということで、タブレットの更新時期については、再検討するよという意見が付されて、内示になったところでございます。

結果、当初予算ではゼロ査定ということでございますので、報告させていただきます。以上でございます。

委員長：その他、何かありますか。

小野寺委員。

小野寺委員：陳情の意見、同じ人から出されていますよね。

最初は分かるのだけれども、二つ目の陳情の分について、何か政治的な感じもするのだけれども、この陳情者らはどういう人かというのは、把握はしているのかどうか。

委員長：三浦事務局長。

事務局長：郵送での提出ということで、手続上、受理はいたしましたけれども、どのような特性というか、そこまでは分かりかねます。

委員長：その他ございますか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で予定した案件の協議を終わります。

本日の協議事項につきましては、各党派等へお持ち帰りの上、御報告をお願いします。

なお、次回の議会改革に係る議会運営委員会の開催日程につきましては、後日、連絡をいたしますので、よろしくをお願いします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

（午後1時58分 終了）